

寒川町一般職の職員の通勤手当に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(支給単位期間) 第11条 (略) 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が、前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) (略) (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし _____ _____, 研修等のために旅行をし、又は休暇等により通勤しないこととなること。 (3)～(5) (略)	(支給単位期間) 第11条 (略) 2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が、前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) (略) (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、寒川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし</u>、研修等のために旅行をし、又は休暇等により通勤しないこととなること。 (3)～(5) (略)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。